

頁	箇所	誤	正（追補）
50	上から 3 行目	正解 4	正解 1
67 79	追補		<p>政府の追加経済対策の一環で、2009 年 6 月 19 日、「租税特別措置法の一部を改正する法律案」が成立し、住宅取得等資金贈与に係る贈与税の非課税制度が創設された。</p> <p>平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者が、一定の居住用家屋を取得・増改築するための資金を直系尊属から贈与により取得した場合は、当該期間を通じて 500 万円までは贈与税の課税価格には算入されない。この特例は、暦年課税や相続時精算課税の非課税枠に上乗せすることができ、暦年課税適用者の場合は年間基礎控除額 110 万円を加えた 610 万円まで、相続時精算課税適用者（住宅取得等資金贈与特例）の場合は特別控除額 3,500 万円を加えた 4,000 万円まで贈与税が非課税となる。</p> <p>なお、相続時精算課税に上乗せして適用を受けた場合でも、500 万円部分は贈与者の相続発生時に相続財産に加算されることはない。</p>
215	上から 3 行目	相続開始後 5 年間は、……	相続税の申告期限後 5 年間は、……